

5) 品目名：繊維板

項 目	基 準 の 内 容
安全性に関する基準	<ol style="list-style-type: none">1 特別管理（一般・産業）廃棄物を原材料としていないこと。2 製品が「土壌の汚染に係る環境基準について」（平成3年環 告第46号）に掲げる物質を溶出するおそれがある場合は、そ の物質について当該基準に適合していること。
規格に関する基準	J I S A 5 9 0 5（繊維板）に適合していること。 ただし、上記規格の一部が適合しない場合であっても合理的な 理由が明確に示される場合は、この限りでない。
循環資源の配合率	木質部の原料として、木質の循環資源を100%（重量割合） 使用していること。 また、木材以外の材料を組み合わせ使用する製品にあっては、 木質部が、付加された材料を含む製品全体の95%以上（重量割 合）であること。 ただし、上記配合率未満であっても合理的な理由が明確に示さ れる場合は、この限りでない。

平成16年9月13日制定